

第一章 近世の開幕



旧花隅城趾碑

第一節 織田信長の摂津・播磨の平定

第二節 豊臣秀吉の全国統一

第一節 織田信長の摂津・播磨の平定

1 信長の摂津進攻

信長入京の 越前にいた足利義昭は、永禄十一年（一五六八）に美濃の織田信長を頼み、同年九月に京都に
年の状況 入って清水寺に本陣を置き、信長に命じて近畿平定に乗り出した。信長がこれによく応えた
のはいうまでもない。

現在の神戸市域は、当時の摂津・播磨の一部を占めるものの、市域自体は有力な武将の拠点となりにくか
ったためか、織田信長の制圧対象では西宮市の越水城や池田市の池田の城などが武将の居城としてあらわれ
ているが、神戸市内では中央区の滝山城が、篠原長房の居城越水城とならんでいるにすぎない。もっともこ
の滝山城という山城は、中世以来のもので布引城ともよばれており、以前の弘治二年（一五五二）、松永久秀が
居城としてここに三好長慶を迎えたこともある。

さて、足利義昭、織田信長の摂津平定によって、摂津国は和田惟政・伊丹親興・池田勝正の三人に与えら
れた。この三人を摂津の三守護という記録もあるが、どのように分治したか明らかでない。ただし和田惟政

第一節 織田信長の摂津・播磨の平定

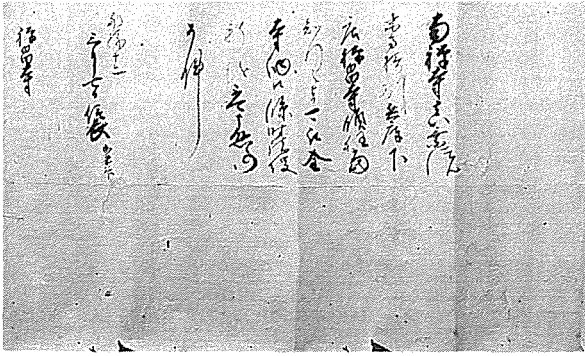


写真 1 織田信長朱印状案(禅昌寺領安堵)

は高槻城を本拠としているから、摂津上郡の守護は和田惟政であろう。また兵庫の港は、西国と京都を結ぶ軍事的通過点として重要であったから、室町幕府や織田信長の信頼する代官が配置されたに違いない。その後、時々兵庫に和田惟政が来ているので、あるいは彼が奉行代官であったのかもしれない。

なお永禄十一年は織田信長の入京という大変な年であったから、各地の有力者が所領安堵の要求を出したらしく、これに応えた文書が残されている。神戸市域では、北区の山田庄谷上村の板屋与兵衛が別所安治から所領安堵と徳政免除を得ている。当時ここが播磨別所氏の影響下にあったことがわかる。また須磨区の兵庫下庄禅昌寺はこの年幕府から寺領安堵をうけているが、その翌年には織田信長から安堵をうけている。ここは幕府や信長の影響下にあったということだろう。

兵庫の町は、信長によって焼き払われたという記録がある。この記録はルイス・フロイスの『日本史』であるが、それによると次のとおりである。

彼(信長)は播磨国と津ノ国との境にある兵庫の町を焼かせて、これを灰燼に帰せしめた。

これはいつのことかはつきりしないが、同書の前後関係からみて永禄十二年、織田信長が石山本願寺や堺など畿内諸都市に矢銭（軍事費）の課税をした時のことらしい。なおフロイスの『日本史』は前の記事に続けてこの町はほとんど全部神や仏の社寺から成り、壮麗華美な建築物で、日本で大いに見るに値する物の一つであった。

と書いている。兵庫の町にも目立つ寺社の建物があったようだ。

しかし永禄の時点で、兵庫焼打は国内の史料に見えないので、あるいは誤り伝えられたかもしれない。だからこれをのちの天正の花熊城攻めの時のこととするほうが妥当だという説もある。

兵庫の町と海

永禄十二年四月織田信長はいったん京都から岐阜に帰るが、フロイスの『日本史』による

岸寄りの農村

と、当時兵庫に足利義昭の武将和田惟政がいた。もともと同書は和田惟政の本拠を高槻城としていたので、当時摂津守護として和田惟政が兵庫を支配し、兵庫・高槻の間を往来したのであろうか。

この時期兵庫にいた和田惟政の許に、小西立佐がキリスト教についての情報を伝えるに行ったというフロイス『日本史』の記録もある。

永禄十二年八月織田信長は毛利元就の要請で、但馬・播磨に出兵している。これは姫路や高砂周辺に城を構える小寺・宇野氏を攻めるためであったが、当然神戸市域は軍隊通過の影響を被るのである。兵糧の徴発や兵員の輸送などで煩わされたことであろう。とくに兵庫の津では、物資の調達や兵器の輸送に追われることがあったに違いない。

ここに永禄十二年当時の兵庫について、確実な史料がひとつある。

第一節 織田信長の摂津・播磨の平定

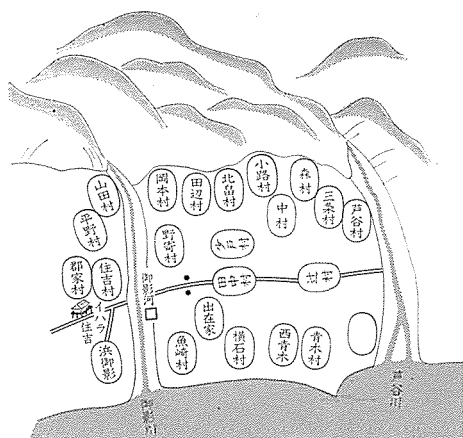


図1 慶長国絵図にみる山路庄付近村々
村名の記されていない小判形は
深江村に当たる。

それは極井与三左衛門ら極井一族の兵庫にある田畑の所有が、室町幕府によって保証されたことである。また極井一族に徳政や徳役、臨時課役が免除されている。これは当時の兵庫が幕府の支配下にあったこと、ここに田畑をもつ有力者の極井一族がいたこと、彼等は兵庫で商業・金融業あるいは運送業にかかわっており富裕であったらしいこと、それらの職業で幕府や武家に役立っていたらしいことなどを考えさせる。

なお極井家については、もっと早い三好長慶の摂津守護代時代からの文書によってわかるが、とくに天文二十三年（一五五四）のものでは正直屋与三左衛門とあり、蔵の免許を得ているので、同家が土倉として金融業者でもあったことは間違いない。

兵庫の町にたいし、海岸寄りの農村のありさまも知られる。東灘区の山路庄では永禄十二年の納税帳簿が残っているが、それによると、この地域に当時住吉村・野寄村・岡本村・横屋村・魚崎村・青木村・庄戸村・本庄村などがすでに存在していた。これらの村々は集落と耕地と山地から成り、集落は「里の垣内」「宗四郎かいち」「行事垣内」「地蔵ノ垣内」「あせかいち」「神殿かいち」などの家屋家地の集合を含んでいる。耕地の広さは田一反かっきりの場合が多く、小わけは大、半、小の耕地片となるし「八条」とか「八ノ坪」

とかの字名も残っているので、条里制による短冊型の田地が基本で、中世以来の姿を残している。田一反ごとに山公事のかかる場合が多いので、田に山地若干が付属して、刈敷農法の農業経営が維持されているのである。

神明寺、妙閑寺ほか寺庵の名も出てくる。また神主大夫も居て、とくにここは春日社領であるから春日神社が当然勧請されているはずで、それらがこの地域の信仰の中心となつて、農民生活が営まれていたと思われる。

室町幕府

元龜元年（一五七〇）摂津国は再び兵乱の火種を宿した。すなわち池田勝正がその一族同名衆かの滅亡　ら襲撃され、大坂へ逃げ出す事件が起こった。しかもこの池田一族らは、義昭・信長に反抗している三好長逸らと通じて吹田まで攻め上ったが、いったん幕府軍によって阻止されている。

しかし三好長逸らが摂津の中島に城を構えると、兵庫もすぐその影響をうけ、一時兵庫に淡路からの三好方の軍隊つまり安宅信康つづいて篠原長房が駐留していた。これは兵庫からの幕府方和田惟政の後退を予想させる。

織田信長もこれを放置できないので、みずからも摂津の天王寺まで出て来て陣を構えた。さっそく播磨三木の別所氏らが尼崎から馳せ参じて信長に味方している。『信長公記』によると武士だけでなく、信長の着陣に敬意を表する地方の有力者が、大坂・堺・尼崎・西宮・兵庫から集まったとあるので、これは豪商たちのことであろう。兵庫などは榎井氏かこれと並ぶ有力者たちが、珍しい進物をもって挨拶しに行ったに違いない。

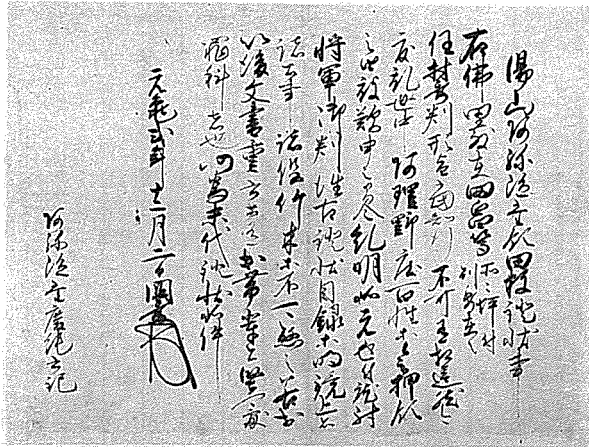


写真 2 有馬国秀安堵状写(阿弥陀堂領)

しかし事態は悪化の一路をたどり、ついに大坂本願寺が信長と対決するにいたる。織田信長と大坂本願寺との戦いは、このあと長く続くのである。

つづく元龜二年摂津では、和田惟政、池田勝正、荒木村重らの確執から、和田惟政が殺されそのあと荒木村重が勢力をもってくる。

さて市域の灘区では、以前の天文十五年の納税帳簿で、やわた村、かはら村、森村、はらた村、山田村などの存在を知ることができるが、また元龜二年の村々取り決めでは、篠原村、山田村、八幡村、高羽村、川原村、太田村の名が出てくる。元龜二年の場合これらの村々で何を取り決めたのかというと、大土ヶ平山は篠原村以下の村々の共同利用できる山であったが、何かの理由でその利用禁止を取り決めたのである。もしこれに背く者があれば、銭三三〇文を罰金に取るというのであった。もしかすると利用が激しすぎて村々で争いが起こったり、火事などで禿げ山になったのかも知れない。

有馬の湯山阿弥陀堂の所領田畠が、元龜二年十二月に、有馬国秀によって安堵されているが、これは摂津有野庄の

百姓と阿弥陀堂とが争っていたのに決着をつけたものであった。有野庄は北区の有野であるが、湯山阿弥陀堂と何を争っていたのか、よくわからない。なおこの地は有馬氏の支配するところであった。

元龜三年、織田信長が將軍義昭に意見書を出したことは知られているが、その翌四年(天正元年)義昭は信長をのぞくため挙兵した。しかし、まもなく義昭は信長に降伏し、ここで室町幕府が終わった。

2 荒木村重の反抗と花熊城

荒木村重 室町幕府の滅亡によって改元した天正元年(一五七三)、この時織田信長に属した荒木村重が、**の台頭** その後摂津で勢力を振るうようになった。すなわち翌天正二年、荒木村重は、足利義昭に属し

た伊丹城の伊丹親興に勝ったので、信長は伊丹城を有岡城と名をかえ村重をその城主とした。

天正三年いったん本願寺顕如と織田信長とのあいだに和平が成立し、また播磨の別所長治らが織田信長に会いに来て服した。ところが翌天正四年、本願寺顕如は再び織田信長と戦いを開き、毛利輝元も織田信長と断交して、本願寺顕如と結んだ。

天正五年織田信長の命で播磨姫路城に入った羽柴秀吉は、但馬・播磨に転戦するが、石山本願寺と毛利氏同盟によって、摂津・播磨の地域も安定しない。須磨寺に残っている「当山歴代」という記録を見ると、この年の十二月寺が火事で焼けたとあり、その原因に信長の部将滝川という者が伊丹城から攻めてきて、西宮から一ノ谷までことごとく放火したためと記している。滝川の部下の放火は翌天正六年のことだから間違いない。

第一節 織田信長の摂津・播磨の平定

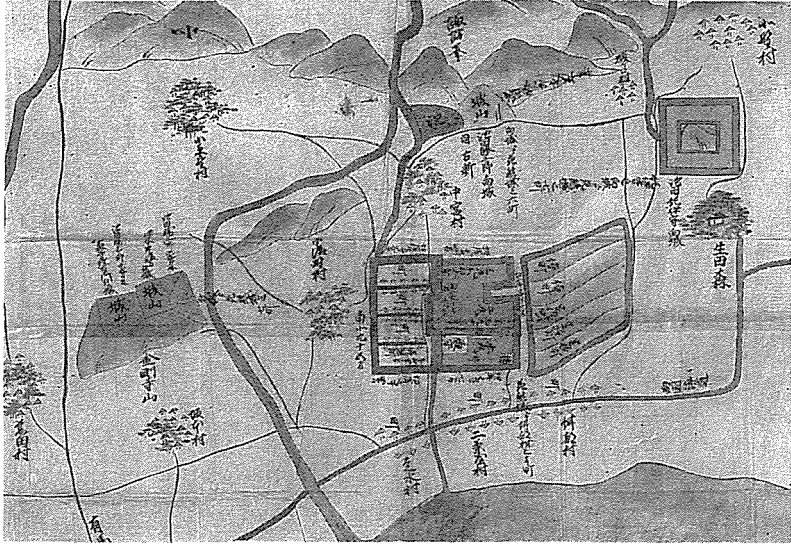


写真 3 花熊城攻囲図(部分)

らしいが、あるいは須磨寺の仁王門などが焼けたのは記録どおり天正五年で、その原因を翌六年のことと取り違えたのかもしれない。それほど天正五年も兵乱の気に満ちていたということであろう。

はたして天正六年になると、播磨の別所長治は三木城で織田信長に反し、摂津の荒木村重は有岡城で信長に反旗を翻した。

『信長公記』を見ると、同年十一月信長は滝川左近らに命じ、西宮、いばら(菟原)住吉、あし屋の里、雀ヶ松原、三陰(御影)の宿、滝山、生田森に陣を取らせ、鼻熊(花熊)にたてこもった荒木志摩守に対させたとある。

鼻熊は花熊城のことで、後に花隈城とも書かれ同じである。永禄十一年の織田信長入京時、摂津での制圧対象としてこの城の名は見当たらないので、信長の命によるその後の築城であろう。築城の時期を天正二年とも四年ともいう諸説があるが、いずれに

しても石山本願寺や毛利氏との間が怪しくなったころの前後である。その位置からみて、花熊城が兵庫津の防衛拠点であるのは明らかである。またこの城の責任者となると、西撰の雄荒木撰津守村重ということになる。やがてその一族荒木志摩守元清が花熊城を預かることとなった。

さて花熊城には絵図が残されていた。それは旧岡山藩主池田家に伝えられたものである。後のことになるが、池田氏の天正八年閏三月の花熊城攻撃は、池田信輝の子池田輝政にとって初陣の功をあげる記念すべきものであった。同家で花熊城絵図が作成され、伝来したのもっともなことである。それも実戦に参加した当時の記憶に基づいたものであろうから、内容の信頼度は極めて高いと思われる。

この花熊城絵図によると、城は本丸、二の丸、三の丸とあり、侍町、足軽町、町屋からなっている。現在の花隈公園の位置は本丸の東南はずれ辺りになるろうか、天守は今の福德寺のあたりになる。城の東には侍町、足軽町が続き、西は町屋が城下町で、いずれも切り岸や壕で囲まれていた。花熊城の南は西国街道がはしっており、これに沿って紺部村(神戸村)、二茶屋村、走水村が広がっている。

一向一揆の

さてつづいて『信長公記』によると、天正六年十一月滝川左近一益らは花熊城への布陣のま

花熊籠城

ま兵庫へ打ち入り、堂塔伽藍・仏像経巻をすべて焼き払い、僧俗男女の別なく殺害したとある。さらに翌十二月滝川一益らは、兵庫一ノ谷に放火した上、軍を塚口まで引いたと書いている。

これでは、花熊城を残してその周辺は丸坊主になったわけだし、とくに兵庫の町や寺院は壊滅的打撃を受けたことになる。その理由について、兵庫の寺院攻撃に重点を置いて考えると、当時兵庫の町に一向宗寺院があり一向宗徒がいて、花熊城を支援していたからといわれる。さらに支援は、兵庫から花熊城への武器

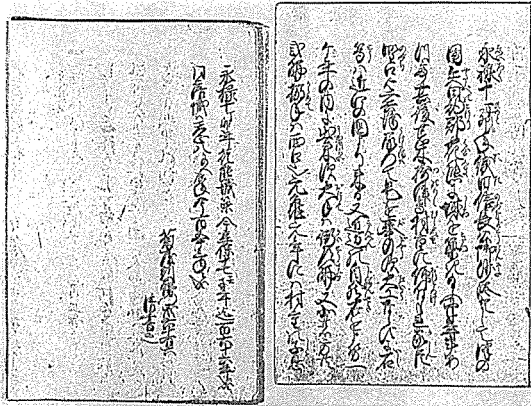


写真 4 花熊落城記 (部分)

食糧の運び込みにとどまらず、兵力としての一向一揆そのものであった、とするのである。

この説は裏づけとなる史料がないが、なかなか説得力があって興味深い。花熊城がなぜ強くて最後まで信長に抗していたかが、一向一揆なら毛利方や鉄砲の根来衆の関与もふくめて理解できるのである。すなわち、毛利の水軍が石山本願寺を援けるためには明石海峡の無事通過が条件であり、その条件を確保するには兵庫津と花熊城の保証が必要であるから、この地域に毛利軍が直接上陸し一向一揆に一時参加することもあり得たのであろう。

さらに大事な点は次のようなことである。なんととっても神戸にとつては信長も秀吉も荒木もいや毛利でさえも、いわば他所の者である。それに引き替え、兵庫・花熊の一向一揆となれば、その主役は地元の町人百姓なのである。もし地元の一向一揆が夢幻でなく実在したとすれば、なにかの言い伝え、なにがしかの痕跡がないものだろうか。

ここに享保十七年(一七三三)の年記をもつ『花熊落城記』という筆録があって、筆者は地元の『兵庫名所記』の刊行者菊屋新右衛門である。この『花熊落城記』こそ、それを言い伝えたもの、とするのである。いろいろ書かれたなかでも、天正七年前の次のような記事はとくに注意をひくもの、といわれる。

城中には(根来の)渡辺藤左衛門(中略)、雑賀衆には鹽孫市(中略)、以上九人大将なり、侍高六百余人。外には上部村(神戸村)百姓、餓死に痛み百六十三人籠もる、その外在々より二人三人づつ、雑兵男女都合千八十三人、

すなわち城中に根来や雑賀衆をふくむ九人の侍大将と六百余人の侍がいるが、それ以上に神戸村ほか各村からの百姓が飢とたたかいながらも雑兵として千八十三人もいた、というのである。

これが江戸時代への伝承であったとしても、筆録はすでに一五三年も後のことであり、まさに夢幻に近いが、それにしても「上部村」の村名や「雑兵男女」の数字が現実的な印象を与える。いや兵庫や神戸村の一向一揆が実在したからこそその現実感なのであろう。すでにこれを「貴重な描写といわなければならない」とするのをもっともなことである。

さらに『別所長治記』では、三木と兵庫・花熊をつなぐため、北区の丹生山に城を構え「近辺の一揆ども二千ばかり催し集め」て立て籠もったが、これを秀吉が攻め落としたと、近世に伝えられた説話を書きとめている。この「近辺の一揆ども」というのもまた地元一帯の一向一揆が似つかわしい。

それにしても花熊城の荒木方の勢力をこれで無視してはならない。天正七年三月撰津長田神社が破損することのないよう、荒木志摩守らが達しているが、これは前年末の織田方の兵庫一ノ谷の放火の際、長田神社にも兵乱の及んだことを意味する。しかも前に述べたとおりこの荒木志摩守は荒木村重の一族荒木元清であるから、当時撰津下郡の神戸市域はなお荒木村重の支配下にあったことがわかる。だから織田方と荒木方は広い神戸市域で併存していたのである。

第一節 織田信長の摂津・播磨の平定



写真 5 羽柴秀吉判物（道場河原村百姓遷住）

すなわち、すでに前年の天正六年、播磨国美囊郡のうちで今神戸市域になっている淡河の石峯寺に、羽柴秀吉が禁制を与えている。また、有馬温泉では湯山阿弥陀堂の寺領を、天正七年四月羽柴秀吉が承認している。ここはもと有馬氏の支配下であろう。また北区の丹生神社には山田庄にあった丹生寺領を、同年七月に羽柴秀吉が安堵した史料が残されている。この山田庄は摂津であるが、播磨への通路があり、『別所長治記』では一向一揆が立てこもったとされる所である。この時点では秀吉の支配下にあったことがわかる。

また年次不明七月、湯山にたいし、仙石秀久を奉行とする旨の羽柴秀吉の書状があつて、これも天正七年の七月のことと思われる。もっとも実際は仙石秀久の部下が代理で着任するので、不都合なことをしらすぐ仙石に訴え出るようにと書いている。また羽柴秀吉は天正七年十一月、有馬郡道場河原の百姓町人の遷住を保証している。これらをあわせ考えると、北区の有馬あるいは淡河といった播磨に通じる街道は、当時秀吉が押さえていたのである。これについては、次節で述べる（24頁）。

さて有岡城の荒木村重は、ついに伊丹から尼崎城に移り、十一月には有岡城が落ちて、村重の家臣の妻子一族らが尼崎で織田信長によって処刑された。またこの年の暮れ須磨区の禅昌寺が、滝

川一益から寺領の安堵状をもらっているので、神戸市域の大部分は織田方の手に入ったことがわかる。

百姓還住と

それにしても摂津でこんな戦争が続くと、耕作もできないし百姓はたまったものではない。

信長の検地

みんな、どうしていたのであろうか。兵乱が近づくときと逃げ惑ったり、野山に隠れたり

するほかはないであろう。

ここに、年次不明の三月、湯山に送った堀秀政の手紙があるが、それによると摂津の下郡すなわち河辺・武庫・菟原・八部の各郡の百姓還住が命じられたことがわかる。これは戦乱が収まったから、逃亡した百姓はもとの村に戻れということ、またもう三月だから耕作にかかれという意味である。それは織田信長の命であらうから、天正七年では早過ぎ、同九年では遅すぎる。とすると、この三月は翌天正八年の三月のことであらう。

すでに天正八年一月、播磨三木城は落ち、羽柴秀吉は別所長治を自殺させ、織田信長は三月に摂津塚口、西宮に禁制を出している。いまだ石山本願寺も荒木方も全面降伏したわけではないが、西摂の百姓還住もこの時に出されたものであろう。百姓還住は戦争の後始末の手始めといえる。

当時西摂で信長にとってもっとも頑強だったのは、市域の花熊城と東の尼崎城らしい。織田信長の部将池田信輝は、摂津花熊城を囲み七月にこれを落城させたので、やがて荒木村重は尼崎城から備後尾道に、毛利氏を頼って逃亡する。かくて八月、本願寺頭如も織田信長に降伏してしまった。花熊城攻撃に功のあった池田信輝らは、摂津数郡を与えられることとなる。

さて兵庫の極井家は与三左衛門の子安右衛門に代替わりしているが、この家が金融業者であったことは前

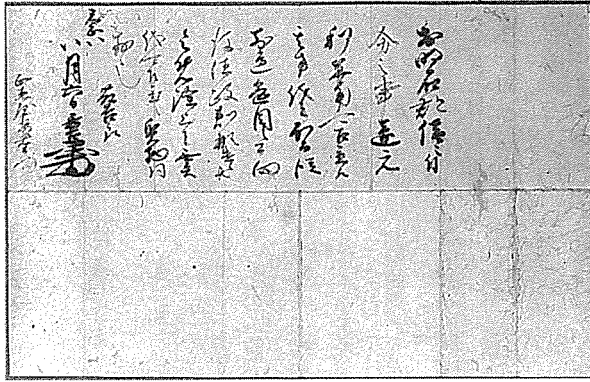


写真 6 羽柴秀吉判物 (正直屋安右衛門宛)

に述べた。この年の八月播磨を与えられた羽柴秀吉は、正直屋安右衛門に明石郡における金融事業の保証状を与えている。それには「明石郡借々付分」と書いてあるが、これだけでは意味がはっきりしない。ひとつの解釈として、羽柴秀吉が播磨三木城攻撃の必要から、明石郡に命じた課税負担分をいったん榊井家に肩替わりさせて「郡借」とし、明石郡の負債の取り立てを榊井家にまかせたもの、とみてはいかがであらうか。

これを保証するため播磨に徳政令がでて、同家には徳政を免除するとしているのである。

なお羽柴秀吉は同状で「別して前辺より目を懸け候」と述べているので、これ以前より秀吉が、兵糧調達や運送などでも正直屋榊井家を利用していたことは明らかであろう。これも戦争の後始末といえよう。

さてこの年、西撰・播磨で織田信長の検地が行われた。検地といっても農民から田地の申告をさせたもので、市域では灘区の高羽村あたりにあった「二郎名」とよばれる耕地群と屋敷地などの注文の控えが残されている。その一部分を示してみよう。

- | | | | |
|----|------|---------|---|
| 一反 | 五斗 | 同 | 人 |
| 一反 | 四斗五升 | 左衛門五郎大夫 | |
| | | たかう | |
| | | 公田 | |

これを見ると田一反に米五斗とあったり、四斗五升、四斗、また

は三斗とあって、これは田の上中下による課税の斗代を示している。次に

はたけ 一所 一斗三升 市尾山

一所 一色 喜三郎

(中略)

一所 屋敷 同所 左衛門五郎大夫

とあるが、畑は「一所」とのみ記し、課税は米二斗五升以下である。「一所」の下に米の斗代ではなく、「一色」とある場合は、米以外の畑作物または錢を徴するのであろう。また「屋敷」は人の住む屋敷地だから、畑としては免税という意味である。また一筆の耕地ごとに課税百姓名が書かれている。たとえば左衛門五郎大夫は、この指し出しの耕地グループ「二郎名」の中に、田も屋敷も持っている高羽村の百姓ということになる。なおここは中世の都賀庄のうちであろう。

さてこの織田検地は、西撰の場合実際はこの年摂津国教郡をもらったという池田信輝が実施した。須磨寺の「当山歴代」には、天正八年のこととして、「当寺領知、見(検)地」の結果「池田殿ヨリ」田一町と屋敷その他畑ばかり八反を寄付されただけなので、寺僧が半分減ったと書いてある。検地が耕地の課税と百姓を決めただけでなく、その結果を見て寺社領など現地の領主規制も行ったことがわかる。信長の検地は中世社会の改革の第一歩を踏み出すものであった。

天正九年羽柴秀吉は淡路を平定し、摂津・播磨はようやく治安を回復したが、翌天正十年明智光秀が織田信長を京都本能寺に襲い、織田信長の時代が終わる。

第二節 豊臣秀吉の全国統一

1 秀吉の覇権確立

秀吉の大坂築城 天正十年（一五八二）、羽柴秀吉は山崎の合戦で明智光秀をやぶり、織田信長の後継者の地歩を進めた。この合戦の論功行賞で神戸に関係するのは、池田恒興（信輝）が大坂・尼崎・兵庫で一

二万石を貰ったことであろう。

池田恒興はこれ以前、荒木村重没落後その旧領西摂の伊丹、花熊、尼崎を領したから、すでに神戸とかかわりがあった。とくに花熊城をこわしその用材で兵庫に新しく兵庫城を築いているのである。その場所は切戸町・新町・関屋町の付近らしいが、本丸跡は明治の新川開削の時川底となってしまったと、『兵庫県史』（第三卷）では説明している。さて池田恒興は当時明智光秀の与力となっていたので、羽柴秀吉が自分の味方となるように要請し、池田恒興はこれにこたえ味方したた



写真 7 兵庫城跡碑

め、新しく大坂城主となったのである。なおこの年、池田恒興の長男池田元助は兵庫に在城して神戸地方を支配しており、また元助は有馬の湯山薬師堂に賽銭唐櫃を寄進している。

天正十一年賤ヶ岳の戦いで羽柴秀吉が柴田勝家を滅ぼすや、その論功行賞で池田恒興は岐阜城に移され、六月には羽柴秀吉が大坂城に移り、池田氏の旧領尼崎・兵庫は甥の三好秀次に与えられた。このとき兵庫津の正直屋宗与は、兵庫津のうちで二石五斗だけ秀吉から扶持されていることが「榎井家文書」にみえる。おそらくそれは、秀吉のために宗与が兵庫津の「下代(官)」の職を勤めることへの給付で、宗与の持ち地の税金がその分だけ免除されたのであろう。

秀吉は覇権確立に安心したのか、八月有馬湯山に入湯している。九月には本願寺顕如も湯治に出向いたらしい。

同じ九月に秀吉は大坂城の普請に着手しており、これに関係する秀吉の禁制が神戸市近辺に与えられている。たとえば、「吉井良尚所藏文書」では本庄、山路庄、芦屋郷に出された羽柴秀吉の天正十一年八月二十九日付の禁制は、百姓に迷惑をかけたら「一銭切」にする、田畑の作物を荒らしてはならない、石運送の者が宿借してはならぬ、と明示している。石運送は武士領主の役目であるから、侍が宿借してはならぬということであり、また「一銭切」とは石運送の侍が百姓から銭一文を盗っても、その犯人の首をはねるといふことである。

これらは大坂城普請のための石垣用の石運送に伴う現地とのトラブルを、あらかじめ防ぐ目的で出されたものである。

しかしこの時の大坂城普請の石材は、神戸・芦屋・西宮あたりからも、そうとう強引に集められたようで、そのため住吉・御影などの古墳の破壊はもちろんで、後の時代に武庫川など河川氾濫の原因ともなった。

天正十三年一月、秀吉は有馬湯山に入湯し、茶会を催している。「宗及茶湯日記」によると石川数正、千宗易（利休）、津田宗及が同席していた。石川数正は徳川家康の老臣、千宗易は「内々の儀」をとりしきる者ゆえ、たんなる風流ではなく重要な情報交換も行われたのであろう。

二月には秀吉夫人が、湯山阿弥陀寺に薬師堂建立費と寺領百石を寄付しているので、夫人も同じころ湯治に出掛けたと思われる。三月には秀吉は根来、雑賀を攻撃するため紀伊に出兵しているが、この時兵庫津より兵糧輸送船を徴発している。七月秀吉は関白となり藤原を姓とした。

関白秀吉の

閏八月には羽柴秀次を近江に移し、西撰、河内、播磨などの秀次領を秀吉の手中におさめた。

有馬茶会

こうして尼崎、兵庫などが秀吉の蔵入地（直領）となった。なお天正十四年秀吉は豊臣姓をも

らっている。この年秀吉は明石惣中にたいし、九州方面のことで安国寺恵瓊や黒田孝高らの飛脚が届いたら、夜中でも舟便で兵庫まで届けるように命令していることが、「柏木家文書」にみえる。翌年の島津氏攻撃のために備えていたのであろう。

天正十五年五月豊臣秀吉は、九州の島津氏を降した。この島津氏攻撃のため、兵庫津は兵糧米の兵站港となっている。六月にはキリスト教宣教師の追放令を出し、キリシタン大名の高山右近の明石城を没収した。

『大阪府史』（第五卷）では、この追放令は島津氏攻撃の時、長崎イエズス会所有の武装西洋帆船の上で布教の指揮を執る宣教師たちの姿を見て、ある種の羨望と危惧をいだいたから、という話を載せている。

豊臣秀吉の天下統一者としての勢力拡大とともに、その支配下に入った大名の大坂への往来や、物資の輸送が増え、大坂への中継港としての兵庫津に立ち寄ることが増加した。

たとえば当時安芸国広島にいた大大名毛利輝元は、天正十六年瀬戸内海を航行して播磨国室津に着き、さらに船で大坂に向かったが、途中強風が吹き荒れたため兵庫津に停泊した。この時毛利輝元は正直屋宗与の屋敷に泊まり、家来たちもそれぞれ分宿したのはいうまでもない。

この時阿波の大名であった蜂須賀家政は、京都方広寺大仏建立の材木奉行として、材木調達のため四国に渡るべく兵庫にいた。もちろん毛利輝元と蜂須賀家政は挨拶をかわしており、家政は輝元に太刀一腰と銀二〇枚を贈ったという。

また秀吉は遠方から来る大名のため、在京賄い料を配慮している。たとえば天正十六年島津義久に在京賄い料として、撰津播磨で一万石を与えている。

さて豊臣秀吉に敵対して最後まで残ったのが相模の北条氏である。その東国出兵は天正十八年に実行されるが、この時兵庫津は、毛利水軍の船揃えの港となった。七月には小田原城が落ち、秀吉の天下統一が完成した。

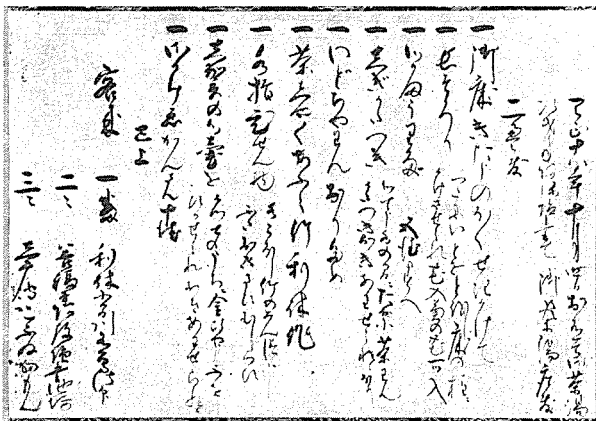


写真 8 豊臣秀吉有馬茶会記写

同年十月四日、「有馬善福寺文書」によれば、阿弥陀堂で秀吉の茶会が行われている。これが有名な有馬茶会であって、この時は虚堂の墨跡など高価な骨董に利休作の茶杓がもちいられている。客が一番が千利休、小早川隆景、有馬則頼、二番が善福寺、阿弥陀堂、池坊、三番が山崎片家、津田宗及、掃部（奥の坊掃部助）であった。このたびは天下統一のあとであり、有馬の現地の有力者たちへのねぎらいも見られる。しかし、とくに一番の客たちの招待が、朝鮮出兵への布石でなかったとは断言できない。

兵庫津の正 兵庫津は瀬戸内海の東を占めるもっとも重要な港であるから、古来貢納物や商品などの物資直屋宗与 運送のみならず、兵員軍需品輸送のためにも、支配者の重視するところであった。したがって

秀吉も、兵庫津を直接の支配下におき、その下代に正直屋宗与を命じ、船役と諸座公事銭の徴収にあたらせたことはさきに述べた。その正直屋宗与は、四年後の天正十五年から兵庫町の屋地子銭のほうにも関係しているが、このほうは徴税に直接係わったのではないようだ。

そこでまず船役である。さて正直屋宗与があらわれる史料の「榎井家文書」の中に、秀吉から宗与あての船役銭の請取状が残っている。しかしこの請取状は天正十一年中のものしか残っていない。船役銭は、兵庫津の中世以来のものと思われるので、秀吉の請取状が天正十一年のものしか残っていないのは、この年ないし数年で船役銭が廃止されたためと考えられないだろうか。それなら正直屋宗与がつづけて関係したのは、兵庫津の諸座公事銭と地子銭になるが、このほうでは何がわかるだろう。

さて兵庫町の諸座公事銭についてであるが、これは町の商人・職人への課税で、のちの天正十九年にいたって、秀吉の奉行衆の一人増田長盛によって精算書が作成されている。これを見ると、兵庫の諸座公事銭は

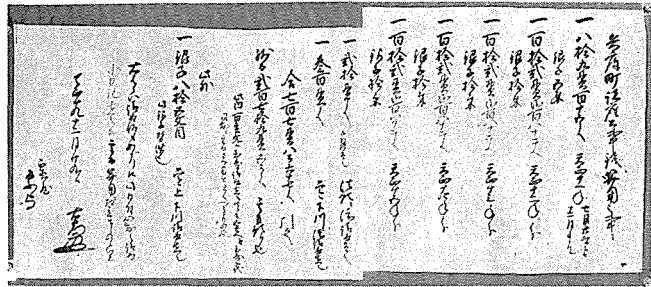


写真 9 兵庫町諸座公事銭算用状(部分)

毎年、銭一二貫二八二文と銀十匁との二種にきまっている。だからこの徴税はおそらく正直屋宗与の請負だったのでろう。それが正直屋宗与の手元で蓄積管理され、秀吉の必要に応じて支出する形をとっているので、精算の必要があったのである。

たとえば、天正十九年までの諸座公事銭は合計銭九八七貫三七一文と銀八五匁になるが、そのうちから銭七〇七貫八六七文が引き出され、商家、商人、金融業者らしい者たちに支払われている。そして残る銭と銀のうち、銭二七九貫五〇〇文はなお正直屋宗与に預けておくが、銀八五匁は秀吉の方へ受け取ることで精算している。

次に兵庫の地子銭のほうである。これは正直屋宗与の請負ではなく毎年金額が違ったようである。増田長盛の精算では、とりあえず天正十九年分として銭二三五貫五六八文があがっており、そのうちから一〇〇貫が引き出され、銭一三五貫五六八文が正直屋宗与に預けられている。

ある。この時は、天正十九年以後の地子銭と諸座公事銭が収入支出で精算され、今度は一文も正直屋宗与の手元に残されていない。文禄三年の精算状の支出には、受取人の名や大坂・伏見などの地名がみえ、「たたみの代」といった用途の書かれたものが出てくる。

さて文禄三年の増田長盛の精算をみると、兵庫の地子銭は毎年三月・六月・九月・十二月の四度に分けて集められたようで、その都度金額も同じでない。ただし諸座公事銭は、以前通り一定であるから、この年まで宗与の請負が続いていたのであろう。

また兵庫の地子銭は、天正十五年から正直屋宗与が関係していると前に述べたが、このほうは別の安井備中なる者によって、同じ文禄三年に精算されている。安井備中とは、河内久宝寺の豪族安井定次か、その子弟であろう。なお地子銭の精算の場合も、正直屋宗与の手元に一文も残されていない。

正直屋宗与の下代としての勤めとは、どうやら兵庫の地子銭、諸座公事銭にかかわり、これを蓄積して預かる秀吉のひとつの小さい財布の役割であったようで、それも文禄三年で終わったらしい。「榎井家文書」に残された同年十月二十四日付の宗与書状の控えをみると、宗与が「地子役ならびに町役の下代」をやめ、その精算もすんだことを記している。

これは正直屋宗与にかぎらず、一般に都市豪商の秀吉財政に果たす役割が、このころで終わったことを意味するものであろう。それは、秀吉のもとに有能な財務官僚が育ち、分散した小さな財布より大きな金庫が必要となり、その安全性も確保できるようになったからである。

そもそも秀吉が兵庫、尼崎を自分の蔵入地（直領）にしたのは、関白となった天正十三年だとされている。同地の領主甥の秀次を近江八幡山城主に移し、西摂、河内、播磨などに散在する秀次領を手中に収めたわけである。したがって兵庫の地子役などは、それまで秀次の収入であったのだろう。正直屋宗与が兵庫の地子役にかかわる史料の年次が天正十五年分からはじまっているのは、それゆえと思われる。

湯山街道

と淡河町

ここで秀吉と有馬の湯山地域について述べてみよう。秀吉と湯山のかかわりは、信長時代の中国攻撃までさかのぼる。すなわち天正六年、織田信長の命を受けた羽柴秀吉は、当時東播磨を支配していた三木城の別所長治にその先導を命じたが、長治はこれに従わず信長に背いた。このため信長は秀吉に三木城を攻撃させた。そこで秀吉はまず別所方の属城の野口、志方、神吉の諸城を攻めたが、その間、摂津伊丹の有岡城主荒木村重が信長に背き、秀吉は西の別所氏と東の荒木氏に挟まれた状態になった。

これによって別所方は、荒木氏の属城花熊城に毛利氏からの兵糧を陸揚げし、丹生山、淡河を経由して、これを三木城まで運ぶことができるようになった。秀吉は自分自身の補給路を確保し、荒木方の三田城に備えるため、道場河原と三木松に砦を設け、湯山街道を整備した。また別所方の補給路を遮断するため、翌七年秀吉は丹生山を攻め、弟の秀長に淡河城を攻撃させた。

こうして別所方の補給路遮断に成功した秀吉は、淡河城を有馬則頼に与えるとともに、淡河を湯山街道の新しい宿場として整備した。

秀吉が六月二十八日付で淡河市庭に与えた楽市の制札では、淡河町では月に六回の定期市が開かれ、市場税が免除されるとともに、旅人の宿を提供することなどが記されている。こうして湯山と三木との中間の宿場として淡河町が成立した。淡河町が宿場として成立する以前は、中間点として三本松がその役割を果たし

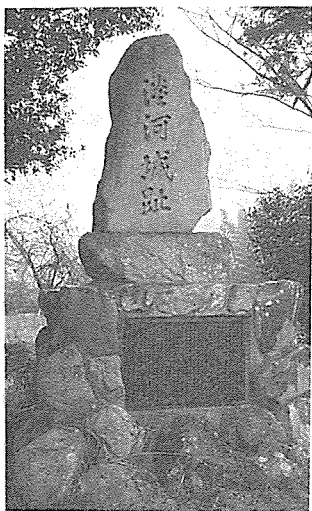


写真 10 淡河城址碑

ていた。たとえば天正初年ころ、伊勢参宮のため湯山街道を通行した伊予の丸串城主西園寺宜久の道中記は、三木と湯山の中間点として三本松を記している。

秀吉が淡河町を宿場として整備した経緯は、後の江戸時代の貞享三年（一六八六）の「淡河町由緒書」で次のように述べられている。むかし淡河町は中村とよばれ、街道沿いに二〇軒ほど家が建っているだけであった。秀吉は当時海辺の通路（西国街道）が停止されているので、この道筋（湯山街道）が往還に適しているとして、中村を宿次の町に取り立てるように淡河城主有馬則頼に命じた。則頼は村上喜兵衛を召し出し、秀吉から直々に喜兵衛に町建てを申し付けたという。喜兵衛は町の支配をまかされ浪人や町人を集め、町並みを整備し宿次の町として淡河が繁栄するようになった。その功で褒美として先の楽市の制札が、また喜兵衛に庄屋給として一〇石がくだされ、淡河町には諸役免許の特権が与えられたとある。もっとも褒美として与えられたとするなら、先の楽市の制札は早すぎてあたらないだろう。

そのあとの道場河原に与えられた十一月二十六日付の羽柴秀吉判物を見ると、なお百姓町人の還住を命じているし、また秩序維持の保証も与え、ここで、あわせて諸役免許もしているからである。

さきに秀吉が、荒木氏の属城三田城に備えるため、道場河原に砦を築いたので、道場河原の住民は、戦争の難を避けて他所に逃げていた。別所氏が滅亡して播磨が秀吉の支配下に入ったから、秀吉は街道筋整備の一環として道場河原の復興を命じたのである。

こうして淡河町を宿駅として整備するとともに、丹波・播磨への道筋にあたる道場河原の復興も進められた。繰り返し道場河原は諸役を免除され、生瀬の西の宿場として整備され、丹波・播磨北部への街道筋の

宿場として定着した。

秀吉の湯

山支配

さて湯山であるが、天正十一年秀吉が池田恒興を摂津から美濃に移したあと、湯山は秀吉の蔵入地となったらしい。秀吉が湯山に入湯したのは、三木城攻略のころであろうが、はっきりした史料は天正八年を最初とするようだ。次は天正十一年八月で、秀吉が柴田勝家を討って覇者としての地位を確立した時期である。それ以来文禄三年までの間に、一回も湯治にきている。そして文禄三年には湯山に秀吉の別荘を建てさせた。この別荘のため、湯山の六五軒の家が立ち退きを命じられ、合わせて米一〇〇石と銀子一一枚の立ち退き料が支払われた。

次に秀吉の湯山支配を見てみよう。蔵入地としての湯山の上納銀の請け取りは、天正十二年の「孝蔵主請取状」が最初とされている。この文書を見ると、湯山から秀吉に銀子三六枚が上納されているが、その取扱いは、秀吉の奥向きの侍女であった孝蔵主がしている。

ところが、同じ孝蔵主請取状に天正十一年のものもあって、そこでは上納銀一八枚となっており、半分である。これを、天正十一年でなく天正十三年分とする説もあるが、天正十一年の湯山ははじめ池田元助の支配下にあったはずだから、この年が半分の一八枚でも不自然ではない。それに天正十三年は孝蔵主ではなく、秀吉朱印のある「羽柴秀吉請取状」が残っている。ただしこちらは銀子二六枚となっている。前年より一〇枚少ないが、



写真 11 有馬瑞宝寺公園

なにかの差し引き勘定の結果と思われる。

おそらく天正十三年は、孝蔵主がさきに一〇枚を取り、あと残る二六枚を秀吉が収めたとすれば、合計三六枚で前年と同じになる。翌天正十四年は、八月に一〇枚だけについての孝蔵主の仮請取が残っており、十二月に三五枚分豊臣秀吉の朱印のある請取状がでている。これ以後天正十七年まで毎年銀子三五枚の秀吉朱印の請取状が残されている。

以上の「大利家文書」や「浅野家文書」に残る秀吉や孝蔵主の上納銀請取状の宛先は、いずれも湯山の善福寺・池の坊・掃部（奥の坊掃部助）となっているので、この三人が湯山の下代（官）として銀子の徴収を請け負っていたのであろう。

さらに天正十九年の「湯山蔵入算用状」を見ると、湯山の「定物成」は二五〇石となっている。これは先の上納銀とは別で、湯山の耕地・家地などにかかる年貢である。したがって先の上納銀は湯治関係への課税と思われ、その課税が「地子銀」なのであろう。

しかし定物成という年貢のうちから、秀吉湯治のよりの作事料やお供衆の入費や秀吉ゆかりの人々の湯治費用などが差し引かれている。またこの秀吉らの湯治費用で注目されるのは、「湯女二〇人、道場坊主、湯打ち坊」に四三石余が支払われていることであろう。つまり秀吉の湯治に、湯女や僧形の者が湯治客の世話をしていたことがわかる。

さて後の文禄三年の「豊臣秀吉朱印状」では有馬湯山分として二種の課税をあげている。ひとつは地子方の銀子三五枚で、他のひとつは年貢方の米三五〇石である。ここで地子方銀子というのは、はじめの上納銀

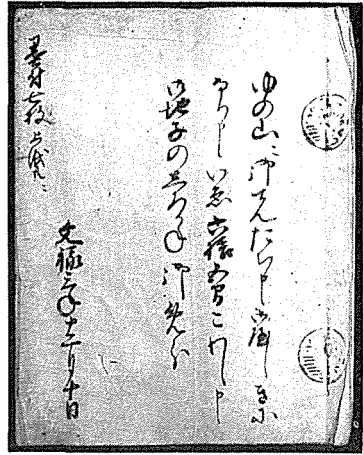


写真 12 豊臣秀吉地子免許状(表紙)
御屋敷成り65軒の地子免除

枚米一〇〇石を差し引き、さらに薬師堂寄付として米一〇〇石を免除している。

文禄三年に立ち退かされた六五軒の湯山町民たちの地子銀免許帳や米割帳が「余田家文書」のなかにあるので、参考までに銀子一〇匁以上の免除者の名を挙げておく。有馬湯山では比較的大きい富裕な百姓・町人たちといえよう。

下大はう さうめんや 上大はう すミのはう さかくち 京屋 あまかさき屋

かいてや 与一介 いつみや ひのくち

このうち下大はう、さうめんや、上大はう、すミ(角)のはう、あまかさき屋は、入湯を司る二十坊のなかにその名がみえるが、その他も湯の町が必要とする職業者たちであろう。京都・尼崎・和泉など出身地を示す屋号も面白いが、ほかは何を商ったのだろうか。

三六枚のつづきで、それが一枚減ったことは前にみた。ところが、米のほうは定物成二五〇石より一〇〇石増加している。米一〇〇石の増加の理由ははっきりしないが、これ以前の天正十三年に豊臣秀吉の夫人北政所が、この地の薬師堂のために寺領として一〇〇石を寄進している。で、いったんこれを年貢高に加えたものと思われる。あるいはまた文禄検地の結果とも考えられよう。その上で秀吉の別荘のため立ち退かせた代償として、銀子一一

2 文禄・慶長のころ

大陸侵略 天正十九年（一五九二）は秀吉の大陸侵略の準備で慌しい年となった。なにしろ海を渡るのだから、

への準備

ら、この準備は沿岸諸国での兵船建造から始まった。兵庫津はもちろんその周辺でも、船大工

の居るところ、船大工の集まるところなら、船の建造を命じられたことであろう。ついで家数人数の調査、土地の調査が実施された。これらの調査は人の徴発や課税対象の把握を目的として、帳簿を作成するものである。

まず家数人数帳の作成であるが、これはまったく当時の地域史料が残っていない。それでこの目的が、軍事用の労役に民間の人馬を動員することにあつた、と想像するのみである。

次に土地の調査であるが、これは検地とよばれ、検地帳を作成するのである。天正十九年は摂津など二二国の検地が行われたという。検地は田畑の実態を調べるのだが、土地の所有者から申告させてこれをもとに、現地を見て訂正しその実態に近付けるのが普通である。

この時の検地帳も地方で残るものがないが、あるいは関係するかもしれない古文書が市内にはある。

「天城文書」のうちにある天正十九年の「若林久大夫分山手指出」がそれである。これは若林久大夫の持ち山についての申告書である。申告先は西川八右衛門尉という人物であるが、その西川は別の史料によると京都恩院の作事に関係したこと、秀吉の奉行衆の一人長束正家と知合いだったことが分かる。ところが、秀



写真 13 中川秀政書状

吉に仕えた金切裂指物使番に西川八右衛門方盛という者がいて、さきの申告先の西川八右衛門尉と秀吉使番の西川八右衛門方盛は同一人物らしい。とすると若林久大夫のいた地域の天正十九年の検地は、長束正家が検地奉行で西川方盛が実務にあずかったものと思われる。その若林久大夫のいた地域とは、さきの「若林久大夫分山手指出」に出てくる村々で、平野村、徳井村、御影村、高羽村、八幡村、大石村、新在家、鍛冶屋村、森村、味泥村、川原村、原田村、火打町、太田村、きよめ村である。現在の灘区・東灘区の一部にあたる。

かくして秀吉は家数人数調査や検地を進めるとともに、九月、諸大名に、朝鮮出兵の準備を命じている。

天正二十(文禄元)年、ついに秀吉の朝鮮侵略は開始された。二月、播磨三木城主中川秀政は、「唐入り」の軍費調達のため当時三木町にいた正直屋の下代から借米して、秀吉の奉行衆増田長盛から咎められたらしい。中川秀政から増田長盛あてに送られた、借米の釈明の書状が「榎井家文書」のなかに残っている。

三月、秀吉は一六万の兵の渡海を命じ、四月秀吉みずからも肥前名護屋に陣した。兵庫津をはじめとする市域沿岸は、船や舟子の徴発をうけて大変であったと思われる。

この専制的支配者豊臣秀吉の暴挙が開始された天正二十年、通称須磨寺とよばれる福祥寺の記録「当山歴代」をみると、この年狩野久藏という二一歳の若い絵師が、平敦盛の絵を描いたという。平敦盛といえば、寿永三年（一一八四）一ノ谷の合戦で討たれた若武者で「青葉の笛」で知られている。これは当時この地の代官で大坂にいた横井文甫という人の本願であった、と読み取れる。

横井文甫については、須磨の代官で大坂にいたということ以外何もわからない。ここの地頭は天正十一年から津田小八郎（大炊頭のち恵閑入道重長）だということからこの人は秀吉の給人（馬廻）である。横井はその代官になる。さて横井の本願というのも定かでないが、侵略戦争下の覚悟ないし鎮魂に関係するものかもしれない。これはなんの証拠もないが、あるいは息子の戦死を悼んでの奉納ということでもあろうか。

また「当山歴代」には、同じ天正二十年に須磨寺の北にある多井畑村で、病気が流行してみんなが困ったので、福祥寺の学侶たちが仁王経を祈念し、村の五方にお札を立てたとある。

文禄三、四年 いわゆる文禄の太閤検地は、文禄三、四年全国的規模で行われたもので、天正十一、二年の太閤検地 ころから始まった秀吉の検地の、最後の仕上げであった。これはまた大陸侵略の軍事費捻

出のためにも必要な作業であったから、秀吉の威信をかけて実施されたのである。

さてこの度の文禄検地は、前に見たような百姓の耕地・家地の申告をもとに、これを修正して実態に近付けるためのものではない。一片の耕地あるいは家地ごとにその面積を測量して算出し、田畑は上中下などの位づけをしてその収穫を米の量で表示し、それぞれの土地の納税責任者（耕作百姓を確定すること）が大事だった。これを村ごとに検地帳としてまとめ、土地台帳を作成する。たとえば検地帳に、一片の耕地が次のよ



写真 14 文禄3年藍那村検地帳

うに書いてある。

下 一反 九斗 五郎大夫 (谷上村検地帳)

(田位) (面積) (収穫量) (百姓名)

つまりこの一片の耕地は、下田一反で公定の収穫米量は九斗、耕作者で納税者は五郎大夫だという意味である。

この場合、面積は一間 \parallel 六尺三寸の検地竿を使用して計ったのである。単位は、一間四方で一步(二坪)の広さになる。三〇歩をもって一畝とし、一〇畝で一反、一〇反で一町である。収穫米量の単位は合升斗石の十進法であり、実際の計量の場合、納枡は京枡が基準であった。

なお畑や屋敷の場合でも、すべて米の収穫量に換算して表記する。合計すれば、村単位での公定収穫米高がはっきりするので、これを村高という。課税年貢は村高の四割とか六割とか領主の判断で決定するのである。五公五民の方針なら村高の五割が課税率となる。

神戸市域で、文禄三年の太閤検地帳が発見されているのは、もと八郡郡の谷上村、小部村、中村、藍那村、大手村、白川村、多井畑村、西尻池村である。しかし、原本があっても全部完全に残っていないなかったり、その後の写しであったり、どちらかがあったのに現在所在不明で研究報告しか残っていない村もある。しかしこれらの太閤検地帳によって、その検地奉行の名がわかる。谷上村・小

部村は片桐且元、中村・藍那村は長束直吉（正家の弟）、大手村・白川村は屋嶋久兵衛、多井畑村は秋野治部卿、そして西尻池村は浅野長政である。

これら秀吉の直臣たちが手分けして村々の検地にあたったのである。小部村のように東西に分かれる大きい村では、その下にさらに何人か責任者をおき、小区域に分けて一斉に検地にあたった。その結果を一冊あるいは数冊にまとめ、村検地帳として正副二組作成し、副本のほうを村に与えた。その副本が村に残った原本である。

まずこれらの村々の、検地帳で合計された村高を示そう。

谷上村	二三八石一〇四	東小部村	三三六石四〇三	西小部村	三八九石〇一四
中村	二五三石二九	藍那村	五五一石九五八	大手村	三〇二石二五
白川村	二一九石七二一	多井畑村	三七一石六	西尻池村	七七三石二六三

村高の最も大きいのは、やはり兵庫中庄のうちであった西尻池村で、平野部海岸寄りの田が圧倒的に多い富裕な村と考えられる。最も小さいのは白川村で、これも兵庫下庄のうちではあるが、山寄りの村である。その間にある村高三百から五百石近い村々は、多井畑村をのぞき、すべて中世の丹生山田庄のうちである。よって、それらの村々は、六甲山地北側にあるとはいえ、中世以来の発展の結果を示す平均的な地域といえる。

ただ同じく文禄の検地帳といっても、前に述べたような史料残存の現状からいって画一的な処理が難しいので、丹生山田庄のなかで最も村高の大きい藍那村を取り上げ、当時の農村の様子を見てみよう。

藍那村の 文禄検地帳でわかる当時の藍那村は、前に掲げたように村高五五一石九斗五升八合の中位の農
文禄検地 村と思われる。同じく検地帳の記載によれば、

田	三七町三反五畝五歩	(六九%)
畑・屋敷	一六町六反五畝二歩	(三二%)
合計		五四町七歩

とある。まず藍那村の土地の約六九%が水田であるから、畿内地方では、平野部と山間部の中間地帯の様子を示すとしてよい。ちなみに平野部の西尻池村の水田は村地の約八九%、山間部と思われるがちな中村で田は七七%もある。これで、いかに近世をもたらした原動力のひとつが、中間地帯の農村の水田開発にあったかがわかるし、中村もまた中間地帯の模範例なのである。

次に藍那村の土地は文禄検地で、どの程度の生産性を持つと評価されているか。おおよその平均だが、約五四町で米高にして約五五二石と見なされたのだから、一反当たり約一石である。西尻池村は一反当たり約一石一斗、中村では一反当たり約一石一斗九升である。白川村では一反当たり約一石八升であった。ただし各検地奉行の見なしの土地生産性だから相対的なものだが、参考にはなる。

次にこの土地生産性に、村の百姓がどうかかわっているか、そもそもどのような農民がいて、耕作に従事しているかを探ってみよう。

藍那村で検地帳に「屋敷」と記載された数は七七カ所であるが、それでは七七軒の農家数だったのかというところ、そうではない。

まず検地帳でわかるのは、この村に「庄や」の肩書きを持つ者が二人いる。ところがひとりの庄屋喜左衛

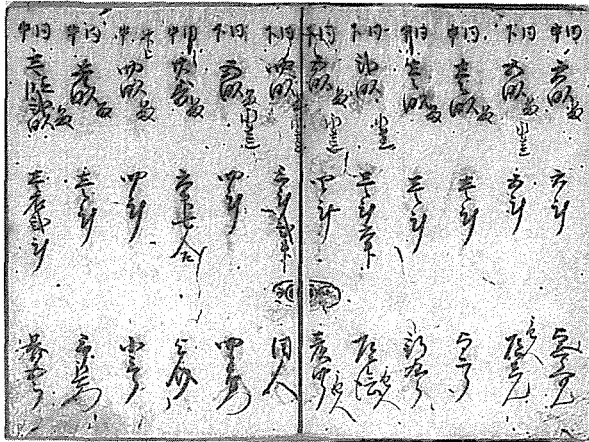


写真 15 文禄3年藍那村検地帳 (部分)

門の「屋敷」が検地帳に載っていない。庄屋は村長のような公務にあずかるものだし、それに喜左衛門は後に述べるような村の有力者なので、検地帳に「屋敷」の記載がないのは、彼の屋敷が課税免除地とされて検地帳からはずされたからであろう。したがって村高にも入っていないのである。

課税免除地が検地帳に載らなかったのは、土豪的有力百姓の場合だけではない。寺社の中にもまた課税免

除のものがあって、それは検地帳からはずされたのである。面白いことに、藍那村の検地帳には寺社をはずした痕跡が残っていた。すなわち、

屋敷 老畝五歩 一斗八升 やくし堂

といったん記帳しておきながら、これを抹消して訂正印を押している。つまり藍那村の薬師堂を課税免除としたのである。さて、もうひとりの庄屋六右衛門は、屋敷一畝が記載されていて、他の農民と同じ扱いになっている。また庄屋喜左衛門も、田畑のほうは課税対象として検地帳に書き上げてある。それに庄屋喜左衛門の屋敷は免除されたが、喜左衛門の下人の屋敷はみな検地帳に登録されて、さきの屋敷七七軒のうちに含まれている。たとえばつぎのように書いてある。

屋敷 一畝十八歩 一斗九升二合 さまへもん内 新五郎

屋敷 二十歩

八升

きさへもん内
道せん

ここに出てきた新五郎や道せんは、庄屋喜左衛門の身内つまり従属農民で、家来百姓ないし下人百姓だということである。こうした喜左衛門の下人百姓の屋敷が四軒もある。庄屋喜左衛門がこの村の有力者であることがこれでわかる。この四軒はいわば半独立の農民だが、いちおう普通の農民と同じ数に扱っておく。そして検地帳に出てこない庄屋喜左衛門の屋敷を一軒、百姓家数に加えることにしよう。

また「えんせう」という農民の屋敷が二軒あるが、一軒は一畝、もう一軒はわずか二歩（二坪）なのでとも独立の百姓家とはいえない。おそらく離れの隠居小屋かもしれないので、二歩の屋敷一軒は農家の数に入れないで、無視しておく。

なお、どう考えても百姓家と思えぬ屋敷「ふろやしき」二軒がある。ひとつは一六歩、他は一二歩あって、湯治場か風俗営業かわからない。しかしこの村には課税免除になるような薬師堂があるので、この頃まで湯治場があったのかも知れない。いずれにしても農家の数には関係ないので、これも無視する。これで藍那村の百姓家数は屋敷の差し引きをして、七五軒である。

文禄三年の検地によって、藍那村は少なくとも村高の五五一石九斗五升八合の米（に相当する農産物）は生産できるとみられた。とすると一軒当たり平均七石三斗五升九合の生産高がえられる。ちなみに白川村の場合、村高二一九石七斗二升一合で、屋敷が三九カ所あるのに三八人の百姓名だけなので三八軒とすると、一軒平均五石七斗八升二合の生産高である。藍那村よりやや低い。

ついで西尻池村の場合、「いやしき」と書かれた百姓屋敷は六二軒で、村高七七三石二斗六升三合である

第二節 豊臣秀吉の全国統一

から、一軒平均一二石四斗七升一合となる。先にみたように土地の反当たり生産高も、藍那村より西尻池村のほうがわずかに高かったが、一軒当たりでは、藍那村にくらべて西尻池村のほうがはるかに大きい。

これは西尻池村の一軒当たりの農家の生産力が藍那村より特別に高いからではない。西尻池村が海岸寄りの平野部にあるため、兵庫、東尻池、長田、池田、西代など周辺の村々からの出作が少なくないことが主な理由である。とはいっても、それらを差し引いても、なお西尻池村の労働生産性がやや高いのかもしれない。それも西尻池村が兵庫津に近いという有利な点が、そうしたことに影響したのであろう。

藍那村の さてそれでは文禄三年の、藍那村の個々の農家に目農民構成 を向けてみよう。藍那村でもっとも有力な百姓は、庄屋喜左衛門で下人百姓を四人かかえていた。次は一反(三〇〇坪)

の屋敷を持つ久左衛門であろう。三〇〇坪の屋敷地といえは相当な広さである。したがって、おそらくこの喜左衛門と久左衛門の二人が、村では飛び抜けた土豪的地主と思われる。

次は五畝一〇歩から三畝(九〇坪)までの屋敷を持つ、甚大夫たち一三人の百姓である。これは長百姓たち

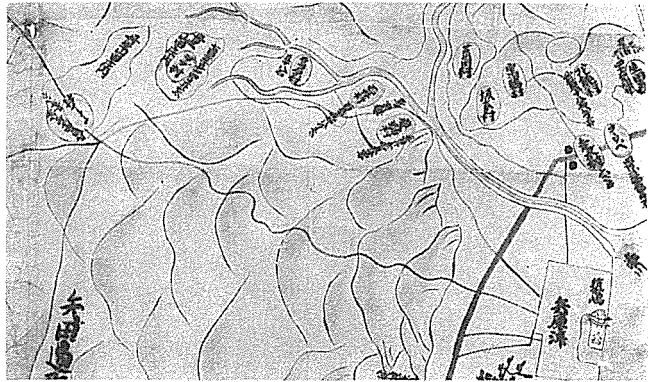


写真16 藍那村(左端)付近 (慶長摂津国絵図)

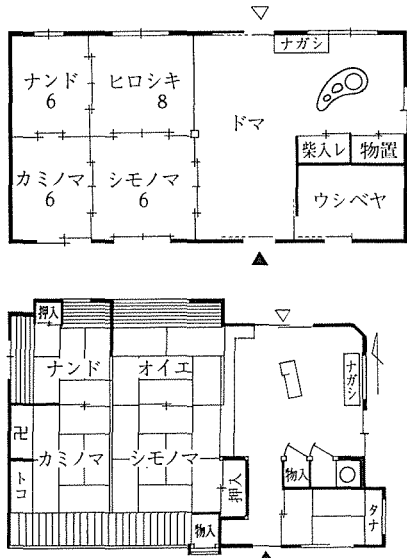


図2 農家平面図
 上は模式図。下は近世創建の
 奥谷家（『つくはら』昭和51年）。

坪が三〇坪とすると、四間×七間半となり、その二分の一以上が炊事用や雨天作業用の土間と物入れ、それに牛部屋があるとみても、標準的な六畳二部屋、八畳二部屋の田型の部屋がとれる。戸主夫婦子供の家族だけならこれで十分だし、実際は他にまだ下人下女といった奉公人が同居しているはずである。

それ以外に母家付属の建物や、別棟の小屋などがあるだろうが、これはたいして大きい坪数ではない。それらには、戸主の両親（隠居）や、兄弟家族が住んでいるのである。このように見えてくると、一、二の例外があるとしても、屋敷地三畝以上を持つ長百姓の大部分が、その農業経営では自作富農、あるいは地主的富農であった可能性もある。

なお母家付属の建物や別棟の小屋に隠居や兄弟家族が住んでいるというのは、それらの人達の名が検地帳

であろう。そして庄屋喜左衛門や久左衛門の一族もその中に含まれるであろうし、彼らが実質的な村政を支配しているものと思われる。

ちなみにこの最低の敷地九〇坪の場合も、その全部が家屋ではない。半分以上は家庭用の菜園であろう。そして平屋建ての母家や付属の建物あるいは小屋などが点在しているはずである。かりに平屋建て母家の建



写真 17 藍那風景

に出てくるからである。検地帳は実際の耕作者を記載しており、その中には屋敷を持たない者がいる。他村からの出作者は別として、住まいのない農民がいる訳はないから、それらの農民が屋敷を持つ戸主百姓の付属建物や小屋に住んでいることは疑いない。

次は二畝二三歩から一畝(三〇坪)までの屋敷を持つ、二郎右衛門ら五〇人の農民である。これは小百姓つまり自作小作の小農であろう。この中に一畝の屋敷をもつ庄屋六右衛門が含まれる。三〇坪の敷地では平屋建ての建坪はうんと小さくなる。それに菜園や牛小屋などの余裕もあまりないであろう。

最後は二六歩から五歩までの屋敷を持つ下人百姓六郎右衛門たち一〇人の農家である。これは例外なく零細農民たちである。実際は小作しているか、農業外の労働に従事しているのかもしれない。

こうして藍那村には、圧倒的に有力な二人の土豪的地主(三%)、家族も多く村政を牛耳っているであろう一三人の長百姓(二七%)、大多数を占める五〇人の小百姓(六七%)、それにわずかながら一〇人の下人百姓(二三%)がいると推定できる。

さてここで説明の要るのが、藍那村に二人の、しかも土豪的地主の喜左衛門と小百姓の六右衛門といった、階層の違う庄屋がいたことであろう。そもそも一村に庄屋が二人もいる例は、文禄検地帳の場合聞かないし、当時村役人としての庄屋の名称も一般的に確定していない。

だから六右衛門のほうは、二人目の庄屋というより後の年寄の名称がふさわしいであろう。いずれにしても小百姓の出身の村役人がいたということである。これは、庄屋六右衛門が、大勢の小百姓の意見を代表するものとして、出てきたからと解釈できる。それは庄屋喜左衛門のように、下人百姓を抱え屋敷地免除の特権を持つ、地主百姓の自由な支配だけでは、村の政治経済が十分機能できなくなった情勢を明確に反映している。

こうして当時の市域の農村は、多少の条件の差があったとしても、日本近世を開始するにたる農業事情や流通情報を身につけ、またこれに適応した農民構成をその内部に持つにいたったものと考えられる。

なお文禄四年は播磨でも太閤検地が実施されたが、このほうは市域にも検地帳がまったく残されていない。いや播磨国全体でも残っておらず、わずかに揖保川町にたった一例、最近発見されたにとどまる。

慶長の大地震

文禄五（慶長元年（一五九六）閏七月、近畿地方に大地震が起こった。いわゆる慶長の大地震であるが、その余震は数カ月におよび、さらには翌年まで尾をひいたのである。もちろん海岸沿いの地域は津波に襲われている。

兵庫の町はこれによって壊滅に近い被害をうけたといわれる。また、須磨寺（福祥寺）の「当山歴代」の記事は、生々しい被害状況を伝えている。すなわちこの大地震は七月十二日の夜半にやってきた。同寺の本堂、三重宝塔、権現（堂）は山ととも崩れ去ったとある。なおこの堂は貞治四年（二三六五）建立のものだったと書いている。

山崩れを伴うお堂倒壊のため、その夜参籠していた八一歳になる不動坊源秀は、翌日救出されたが、翌年

第二節 豊臣秀吉の全国統一

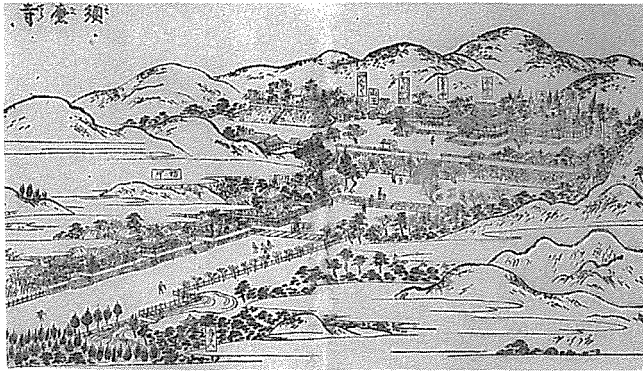


写真 18 須磨寺 (『撰津名所図会』)

亡くなったとある。それに、この時東国から「西国順礼」に来ていた一五〇人ばかりが、当寺に通夜中この奇禍にあった。なにしろお寺の建物が崩れたのだからその被害は大きく、二人が「微塵に成り候」というので即死、そのほかはみな頭や手足を打たれて負傷し障害者になったと記録されている。この西国巡礼は、本

寺が西国三十三所のうちでないのに、本尊が聖観音とされていたためであろうし、二四番の中山寺からつぎの播磨清水寺への回り道の名所とされていたからであろう。

なお須磨寺の里方の「牛馬人民多死」んだのはもちろんのこと、「敦盛石塔」も中浜まで流されたという。また兵庫も一軒残らず崩れ、その内から火が出て「人死す数は知れず候」と述べている。

地震の終わった九月、この天与の警告を無視して秀吉はふたたび朝鮮出兵を令している。

さて十二月兵庫津の正直屋寿閑は、湊川上温泉の許可を秀吉からもらった。湊川上温泉は現在の兵庫区天王谷付近といわれるが、さきの地震の結果新しく湧出したものであろう。この許可は田畑を潰して町屋をたてるのだから、これまでどおりの年貢上納を命じている。ただし町中に百姓家を置かぬようにとの条件付きであった。

慶長三年八月、豊臣秀吉は伏見城で死んだ。そして日本兵の朝鮮

からの撤退は速やかに行われた。すでに徳川家康、前田利家、毛利輝元、上杉景勝、宇喜多秀家の五大老の合議体制ができていたからである。

慶長四年九月、伏見城にいた徳川家康は大坂に出て、秀吉の正室北政所が大坂城西の丸から京都に移るや、そのあとに入城した。

当時五奉行の一人であった増田長盛は、自分の管轄だった摂津所々代官分二万一二八九石余を、片桐貞隆にまかせた。市域あるいは兵庫津もその中に含まれていたはずである。

関ヶ原戦後 慶長五年九月、ついに石田三成の西軍と徳川家康の率いる東軍が争い、関ヶ原の戦いとなった。この合戦に勝利した徳川家康は、これで完全に秀吉の後継者となった。

その論功行賞の結果、十月池田輝政は播磨五二万石をもらった。市域のうち、垂水区、北区の淡河、西区の押部谷・蘆谷・伊川谷などはもとと播磨国であるから、池田領となったのである。翌十一月輝政は淡河に、これまでどおり商売するよう、市の日に入りする者が債務関係のことで乱暴してはならない、また押買、狼藉、喧嘩、口論を禁止する、という制札を与えていたことが「村上家文書」からわかる。

摂津国のほうは、秀吉の死後息子の豊臣秀頼領となっているはずだが、それでも混乱があったらしい。だから、たとえば有馬湯山からの前年慶長四年分の金銀が、秀頼方の片桐且元らに納められ、慶長五年の十二月に請取状が出されている。また翌慶長六年四月にもなお慶長四年分不足の金子が納められている。

関ヶ原の合戦で混乱したのは有馬湯山だけではない。そんな史料はあまり残らないのが普通だが、「榎井家文書」のなかに次のようなものがある。

秀頼の家臣と見られる安堂尚明が正直屋宗与に送った四月四日付の手紙に、「車村百姓ども、来たる秋九月十月十二月の間ニハ、又またはしり申すべく候」とある。今の須磨区の車のことであるが、秋にはその農民が逃亡するという。「又また」というから四月以前、おそらく前の年慶長五年の関ヶ原の合戦の時、村をあげて逃亡したのであろう。それを今年の秋も繰り返すというのだ。

つづいて「貴老と百姓の御かためハ、なにと御かため候や」と書いてある。兵庫の正直屋宗与と須磨の車村の農民がなにか誓約して、事を起こしているのが分かる。いずれ徴税をめぐる東西両陣営に挟まっただけの苦肉の策なのかもしれないが、それをまた秀頼方がつかもうとしているようで、全体として穏やかでない。

慶長六年、池田輝政は、徳川家康の女婿としていわゆる西国の將軍にふさわしい姫路城の築城を始めた。また播磨国の検地を開始した。この時、文禄の太閤検地帳をすべて回収し、廃棄したのではないかと『龍野市史』(第二巻)では推定している。

慶長七年五月、豊臣秀頼が撰津須磨寺を再興している。「当山歴代」はその責任者として地頭津田恵閑、片桐且元の名のほか下奉行や京都の大工の名を記録し、工事が翌年まで続いたことを書いている

豊臣氏治下 さて兵庫津では近世に入り、大坂への大名の往来や、物資の輸送などが増加すると、大名の兵庫津の兵庫津 宿をして大名との関係を持つようとする者が増えた。

出在家町の網屋新右衛門は、諸大名の宿をし、関ヶ原の戦い後、安芸国広島城主となった福島正則から現米三〇石、肥前国唐津城主沢正成から同じく一〇石、大久保長安から銀二〇枚、さらに豊前国小倉城主細川忠興から現米三〇石の扶持などを与えられ、それらを資本に漁民や農民に金融した。

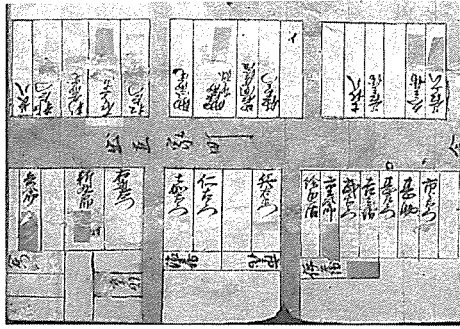


写真 19 浜本陣絵屋のあった出在家町図(部分)
左下方に新九郎(網屋)・右近右衛門(絵屋)、
上方中央に助次郎(小豆屋)などがみえる。

人船の船宿を願い出て許された。

細川忠興が兵庫で宿泊する際は、前に述べたように、新右衛門方を利用してはいたが、後新右衛門が忠興の意に背くことがあって、これまで船の手配などをさせていた網屋新左衛門の子惣兵衛宅を利用するようになった。また新在家町の粘右衛門も肥前国佐賀城主鍋島直茂の宿をしていた。大名との関係を持つと社会的信用もつき、当時は多くの手当も与えられたので、船宿などではできかぎり大名に接近しようとした。

かくて兵庫津は、大坂と地方との人の往来や物資の輸送の増加によって、その他の商工業者も発展したのである。

また関ヶ原の戦いの直前、石田三成らは、徳川家康に従って東征している諸大名の大坂在住の妻子を人質にしようとした。黒田長政の命を受けた家臣母里友信、栗山利安の計らいで、長政の母と妻とは天満の納屋小左衛門の小舟の積柴の中に身を潜ませて川口へ下り、黒田氏の姫路在城時代から宿をしていた兵庫の絵屋右近右衛門の船で兵庫に渡り、絵屋で数日匿まわれた後、黒田氏の廻船で豊前中津に送られた。関ヶ原の戦い後、長政は筑前国福岡城主となり、累代の禄三〇〇石を右近右衛門に与えた。しかし数年後右近右衛門は町人として憚りありと辞退し、代わりに福岡藩の大坂廻米の点検役や、黒田氏の宿ならびに福岡藩領から登る商

第二節 豊臣秀吉の全国統一

表 1 兵庫各町の反当平均石盛 (慶長7年(1602))

石 盛	町 名
9以上	小物屋町
8	匠町, 松屋町
7	木場町, 鍛冶屋町
6	島上町, 北中町, 新在家町, 慈向寺町
5	木戸町, 宮前町, 関屋の前町, 出在家町, 今出在家町
4	塩屋町, 大中町, 磯之町, 小広之町, ほそづし
3	江川町, 魚棚町, 魚棚裏町, しし屋の町, 小寺家町, 南寺家町, 逆瀬川町, 三川口町, 算所村, 湊町
2	長福寺町, 切戸の町, 新町, 新在家裏町, 鳥屋之町, 西おちの町, 西之宮内之町, 西柳原町, 門口町, 長沢之町
1	東柳原町

資料: 「兵庫岡方文書」

さてそれでは、その他の商工業者も含めた兵庫津のことが何でわかるだろうか。関ヶ原の戦い後、徳川家康の覇権が確立し、豊臣秀頼は次第に一大名に転落しつつあった。秀頼の補佐役であった片桐且元は、秀頼の所領の摂津・河内・和泉の農村の検地をしながら、年貢の増収を図った。しかし兵庫津の町人は、文禄検地の地子七〇〇石の負担が重すぎると嘆願したらしく、慶長七年片桐且元とともに徳川家康の代官大久保長安が加わっての地子改めとなり、結局五〇〇石一斗の地子高で落ち着いた。この時屋地子帳が作成されている。

この慶長七年の「摂州矢田郡兵庫屋地子帳」を見ると、各町の繁栄の度合い、ひいては富裕の度合いも考慮して、地子高(分米)の割合に高低を付けたようである。

兵庫津の東入口にあるいわば場末の湊町では一反平均の分米は三石一升七合であるが、中心部にある小物屋町の一反平均の分米は九石九斗七升八合と最高で、大きな差がある。この中間に八石台の匠町・松屋町、七石台の木場町・鍛冶屋町、六石台の島上町・北中町・新在家町・慈向寺町、五石台の木

戸町・宮前町・関屋の前町・出在家町・今出在家町などが位置する。街道の中心部に面して繁栄する町々や、海岸に近い問屋などのある町々の分米が高く見積もられている（表1）。なお慶長七年の兵庫の地子改めに、片桐且元とともに徳川家康の代官大久保長安が立ち会っているのは、徳川家康の勢力が兵庫津にも及び始めたことを意味しよう。

しかし兵庫の地子米をはじめ摂津の所々の年貢は豊臣家蔵入地の蔵米である。慶長七年分の蔵米の計算書が残っているので、見ておく。その徴収責任者は片桐且元の弟片桐貞隆である。さて摂津の所々村高は合計で高三万一四〇四石三斗一升であるが、この年の年貢率は五割一分三厘で、年貢として納める蔵米は一万六一二石三斗五升になる。これ以外に「兵庫地子米ならびに所々山年貢」として八〇二石四斗二升が蔵米に加算されている。これらは豊臣家台所用、諸祝儀、武庫川など堤修理、寺社修理、淀橋修理などの費用にあらわれている。

豊臣から 慶長八年二月、徳川家康は江戸に幕府を開いた。

徳川へ 慶長十年九月、片桐且元の指揮で摂津国絵図が作成された。神戸地域の播磨国所屬地をのぞく大部分がこれで地図的表現を得たことになる。これと同じく慶長年間作成とされる池田輝政の播磨国絵図の市域部分を加えれば、慶長ころの町村、道、点景の視覚的把握が膨らむであろう。

十月兵庫の正直屋宗与は、新しく買い入れた屋敷の地子米を免除してもらった。その理由は同家が「太閤様御宿」であったからだとある。その差出人が本嶋慕仙・小寺宗昨の兩人で宛名が安保孫右衛門・相模理斎である手紙を、証拠として同家に与えたものである。差出人が片桐家の用人、宛名が兵庫津の下代であるか

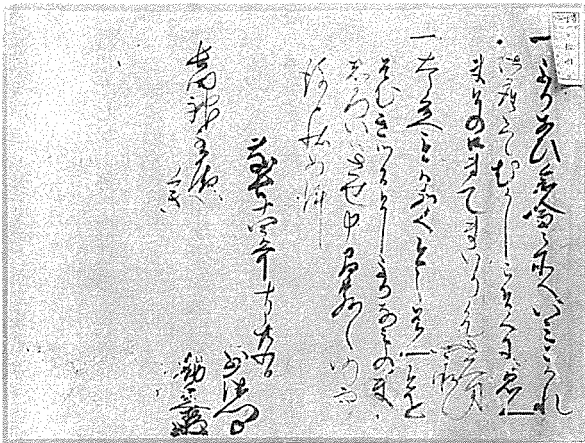


写真 20 長田村の少衛門・勘兵衛連署証文

どうかわからないが、かえって豊臣家と正直屋宗与の間に人が入りすぎて、その疎遠を物語るものであろう。世は徳川に傾きつつある。

慶長十二年、はじめて朝鮮使節が来日し兵庫津に着いた。兵庫津の管理者であった片桐貞隆はこれを丁寧に接待している。

慶長十四年、「大中国家文書」によれば、長田神社がある長田村の有力百姓から、神社の神主宛に誓約書のようなものが提出された。内容は何かと言うと、ひとつは村の大事な会合がある時忌中のものは閻魔堂の口まで来て算用のしだいを聞かせる、他のひとつは太郎兵衛が悪党と一緒に背いたから今後年寄なみの扱いはしない、というものである。

村にとって算用といえは年貢関係や村財政などであろうが、どんなことがあってもみんな参加して承知することを必要とした。また村の決定は守ってもらわないとみんな迷惑する、決まりに背いたものは有力者でもその待遇をしないの意味である。近世を切り開く村落自治の厳しさを思い知らされる。また慶長十七年一月の片桐且元の須磨寺坊領帳が残されているが、それは検地帳なので、おそらく前年慶長十六年に且

元の検地が他の豊臣領でも実施されたものと思われる。徳川方への対決のための増税を見込んだ検地であろうか。

同じ十七年十月片桐且元は兵庫町中へ夙扶持に関する覚えを令している。町の警備に配慮したものであるが、これは後章で触れる。

慶長十八年は徳川家康が来たるべき大坂の陣の準備に踏み切った年で、本多正純が毛利氏に兵庫在陣を命じている。やがて戦機熟し、慶長十九年の大坂冬の陣、つづいて慶長二十（元和元）年（一六一五）四月の大坂夏の陣が起こり、神戸市域を含む摂津の領主豊臣秀頼の滅亡を迎える。